

入札仕様書等に関する回答書

令和5年7月13日

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

理事長 斎藤 保

件名及び数量	発動発電機 一式
質 問 事 項	
<p>①入札参加資格はあるか。入札に参加した実績はあるが、今回のような発電機のスペックが大きいものは、納入実績も非常に稀であるため。</p> <p>②入札保証金は必ず支払わなければならないのか。</p> <p>③入札保証金納付免除の条件は、全国を含めてその他の実績等でもよいか。</p> <p>④上記に付随し、納入実績調書は全国を含めた実績でよいか。また、レンタル業者、リース業者等を含めたものでよいか。</p> <p>⑤開札場所について、付添人が認められるケースとはどのようなものか。</p> <p>⑥契約保証金は必ず支払わなければならないのか。</p> <p>⑦契約保証金納付免除の条件は、全国を含めてその他の実績等でもよいか。</p> <p>⑧上記に付随し、納入実績調書は全国を含めた実績でよいか。また、レンタル業者、リース業者等を含めたものでよいか。</p> <p>⑨契約書の取り交しについて7日以内とあるが幾日か猶予いただけるものか。（社内稟議等に時間を要するため）</p> <p>⑩納入実績調書に添付する契約書の写しについて、コンプライアンス等により、金額や相手先等の情報が記載されているため、安易に添付することが出来ない場合がある。その際はどのようなものを提示すればよいか。</p> <p>⑪現時点においても、市場状況（エンジン・部品・半導体不足等）の影響で納期遅延が想定されているが、そういった場合の救済措置は行ってもらえるのか。それでも遅延利息は支払わなければならないのか。</p> <p>⑫購入契約書（案）ということは、内容変更等も可能なのか。落札者側の意見も受け入れてもらえるものなのか。</p> <p>⑬発電機の仕様について車上渡しまででよいか。</p>	

⑭設置に際し、各種申請や届出業務は仕様範囲外ということでよいか。納期までに発注者側で対応するということがよいか。

回 答 事 項

①（参考様式1）の納入証明書をご用意の上、元売り業者の納入実績で判断します。

②必要書類を準備いただければ入札保証金納付の免除が可能です。

③納入実績調書は、日本国内において民間・官公庁の別は問いません。過去2年における元売り業者の納入実績書をご用意ください。

④上記③のとおりです。

⑤入札者又はその代理人に補助が必要と認められる場合になります。

⑥必要書類を準備いただければ契約保証金納付の免除が可能です。

⑦納入実績調書は、日本国内において民間・官公庁の別は問いません。過去2年における元売り業者の納入実績書をご用意ください。

⑧上記⑦のとおりです。

⑨契約決定日から7日以内の契約書の取り交わしが困難と認められる場合には、双方で協議の上機構が期日を指定します。

⑩納入の実績が判断できるものであれば、金額、受注者等を消したものの写しで構いません。

⑪遅延利息に付きましては購入契約書の7条によります。ただし同第8条に該当する事由が発生した場合には納入期限の延長の申出をすることが出来ます。その事由を相当と認めた場合には遅延利息を徴収することなくこれを承認するものとします。

⑫契約金額や契約相手先が未確定であることから、本稿を「（案）」としています。その他の条項はこの内容とさせていただきます。

⑬仕様書に記載のとおりです。

⑭各種申請や届出業務は仕様に含まれておりません。機構で対応します。